

下水道使用料の改定検討  
令和6年度 第2回南風原町下水道事業審議会  
【説明資料】

南風原町役場 経済建設部  
区画下水道課

## 下水道使用料改定の必要性

下水道事業の汚水にかかる経費については、下水道使用者からの使用料で経費を賄い、経営を行う独立採算制をとることが原則とされています。しかし、本町で賄われている割合（経費回収率※1）は令和5年度決算で75.8%程度となっています。

本町の下水道事業（汚水）の運営は、多額の企業債（借金）の返済を抱えており、毎年その企業債償還（返済）を行いながら、同時に、建設改良費※2に充てるため、新たに起債（借入）を行っています。また、整備した下水道施設の維持管理の資金は継続的に必要であり、今後は老朽化する下水道施設の更新又は改築についても多額の資金が必要になってくると考えています。

このような中、令和5年度（R6.5検針分から）に下水道使用料を改定しました。これは、平成21年度（H21.7検針分から）に改定した以来のことです。令和5年度の改定については、令和2年10月に沖縄県へ支払う流域下水道維持管理負担金※3※4（汚水処理負担金）が47円/m<sup>3</sup>（税抜）から50円/m<sup>3</sup>（税抜）に改定されたことから、本来であれば負担金の増に伴い、令和3年度に改定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和5年度の改定まで先延ばしをしました。

将来にわたり、下水道事業運営の健全化を図る観点から、下水道使用料改定を進めていく必要があります。

### 【用語解説】

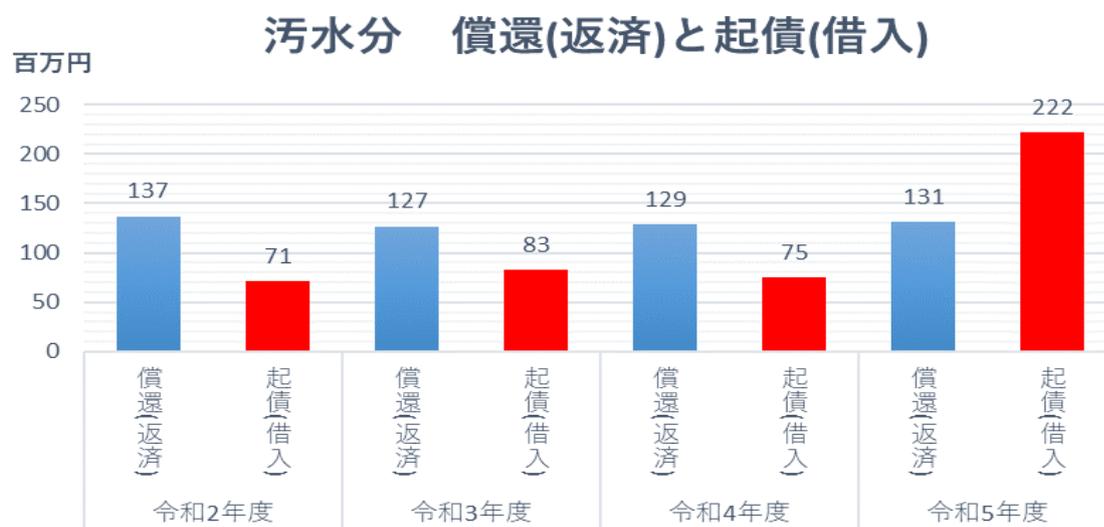
※1 経費回収率・・・使用料で賄うべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。当指標は、100%以上である必要があります。100%を下回っている場合、適正な使用料収入の確保が必要です。

※2 建設改良費・・・主に下水道施設を建設する経費。

※3 流域下水道・・・2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する汚水を効率的に集めて終末処理する下水道のことです。

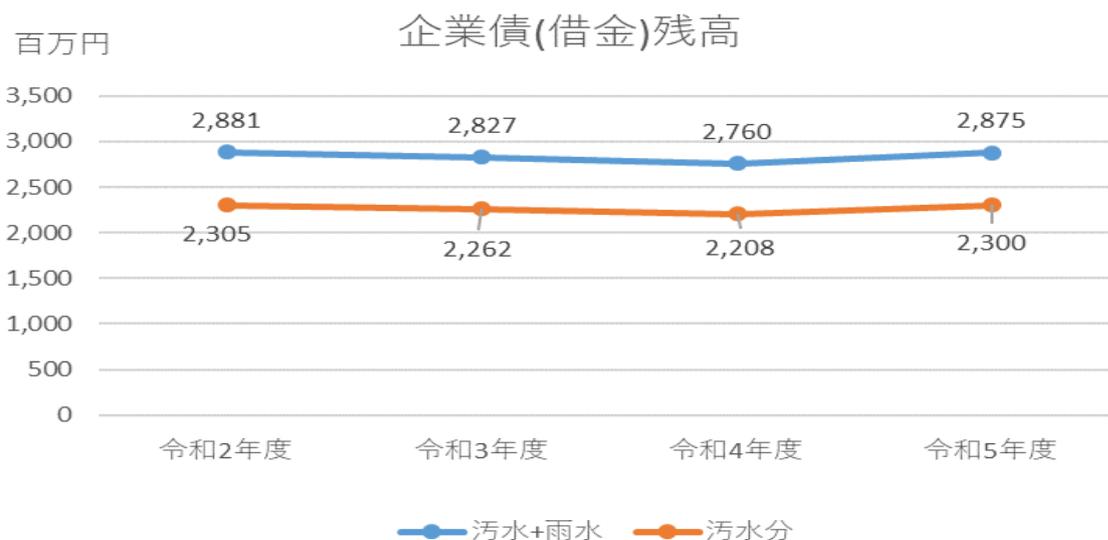
※4 流域下水道維持管理負担金・・・都道府県が建設、維持管理を行う流域下水道に対して、関連市町村が費用の一部を負担するもの。本町の汚水は、沖縄県的那覇浄化センターにて処理されており、汚水量に応じて維持管理負担金を支払っています。

毎年、企業債（借金）の償還（返済）をしながら、新たに起債（借入）をしています。



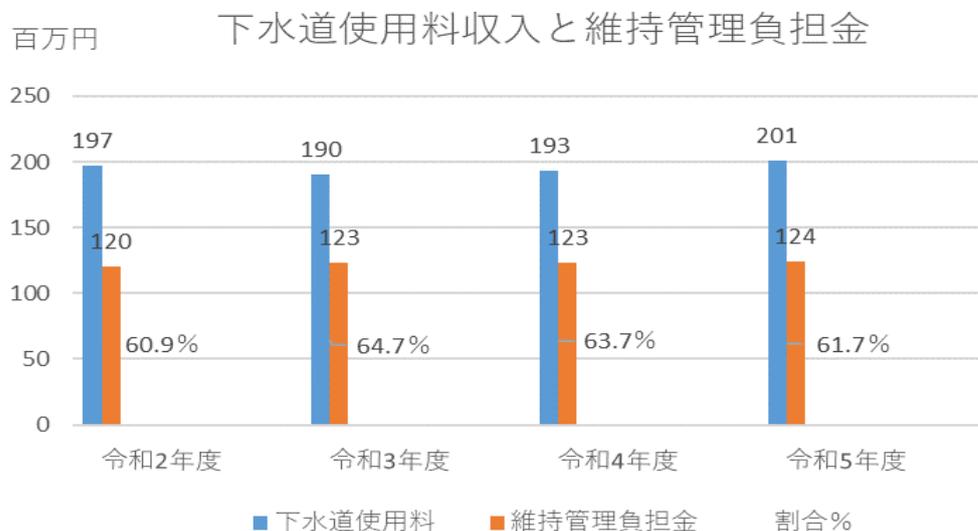
毎年、新たな起債（借入）をしながら、過去の企業債（借金）を償還（返済）しています。令和5年度は建設改良費の増額に伴い、約2億2千万円起債（借入）しました。

企業債（借金）残高が多くあります。



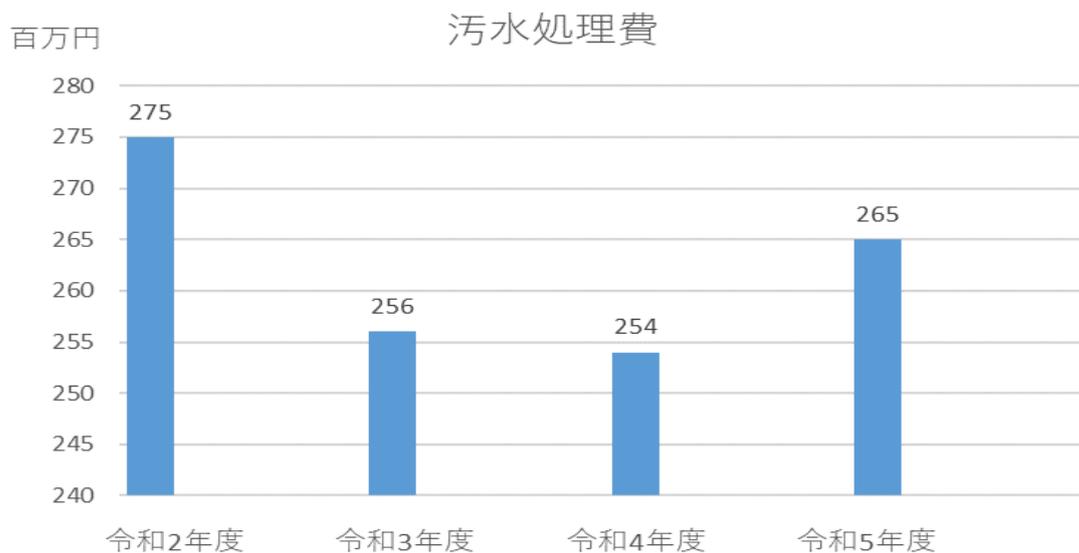
毎年、新たな起債（借入）をするため、企業債（借金）残高は減少しにくい傾向です。

下水道使用料収入の多くを流域下水道維持管理負担金として支出しています。



下水道使用料収入に占める流域下水道維持管理負担金の支出割合が60%を超えています。

汚水を処理する費用は増加傾向です。



令和2年度の汚水処理費が突出しているのは、会計上の処理によるものです。原因を見直して算出すると251百万円程度となります。令和3年度以降、汚水処理費は増加傾向です。

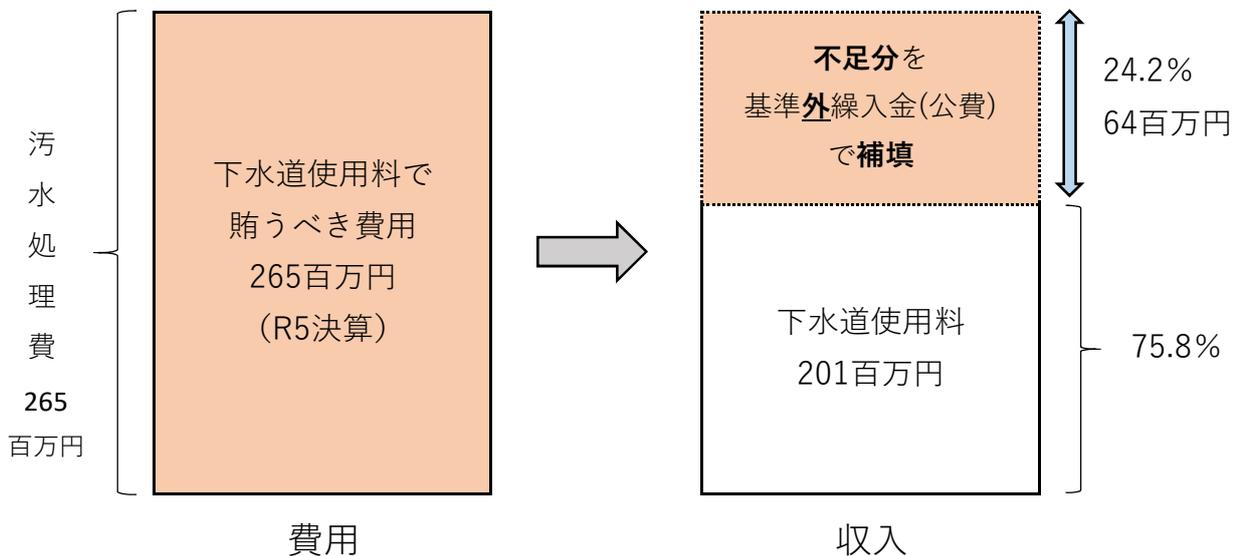
## 汚水を処理するために必要な費用

### 令和5年度決算(265百万円)



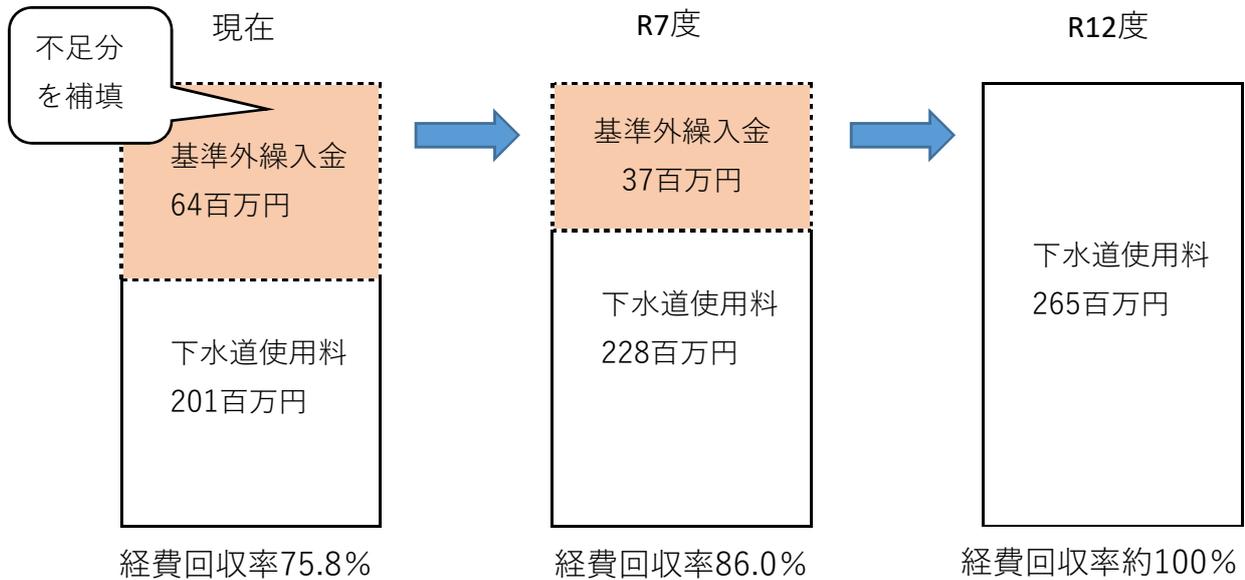
令和5年度決算において、下水道事業費用527百万円のうち汚水処理費は265百万円でした。

## 下水道使用料収入が不足しています。



不足分を補填している基準外繰入金は、町の一般会計で主に税金から成り立っています。一般会計は福祉や教育、公共施設など全町民を対象とした事業を実施するための資金なので、全町民を対象としない下水道事業への支出は、地方公営企業の経営原則「独立採算制の原則」からしても適切ではありません。

## 事務局（案）段階的な改定を計画



下水道使用料の急激な負担増を軽減するため、令和2年度に策定した経営戦略に基づき段階的な改定を計画しています。事務局（案）としては、1m<sup>3</sup>あたり10円（税抜）改定を計画しており、改定した場合、基準外繰入金64百万円が37百万円へ減少となる見込みです。

## 事務局（案）改定内容

下水道使用料の対照表

現行	税込		改定後(新料金)	税込	
基本料金	0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	605 円	基本料金	0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	<b>715 円</b>
超過料金 (従量使用料)	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	80 円	超過料金 (従量使用料)	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	<b>91 円</b>
	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	91 円		31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	<b>102 円</b>
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	107 円		51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	<b>118 円</b>
1m <sup>3</sup> あたり	101m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup>	135 円	1m <sup>3</sup> あたり	101m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup>	<b>146 円</b>
	301m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	162 円		301m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	<b>173 円</b>
	501m <sup>3</sup> ~	168 円		501m <sup>3</sup> ~	<b>179 円</b>

※10円/m<sup>3</sup>（税抜）は11円/m<sup>3</sup>（税込）になる。

※基本料金には110円加算。（11円/m<sup>3</sup>税込×10m<sup>3</sup>）

【改定後の使用料計算】例：1ヶ月 20m<sup>3</sup>の排出汚水の場合

基本使用料	10m <sup>3</sup>	715円
超過料金	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> × 91円/m <sup>3</sup> = 910円
合計	20m <sup>3</sup>	1,625円

改定前の使用料  
だと、1,405円な  
ので、220円増。

## 下水道使用料の改定検討

### 【参考資料】

- 1 下水道使用料について（現行）
- 2 南風原町下水道使用料体系
- 3 他市町村の状況
- 4 南風原町改定前・改定(案)後の比較表
- 5 南風原町下水道料金改定一覧表
- 6 南風原町下水道の業務状況

# 下水道使用料について

2023年6月現在

(公共下水道・農業集落排水施設使用料)

(消費税込みの金額です)

基本料金		超過料金			
10m <sup>3</sup> まで	605 円	10m <sup>3</sup> を超え、 30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	80 円
		30m <sup>3</sup> を超え、 50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	91 円
		50m <sup>3</sup> を超え、 100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	107 円
		100m <sup>3</sup> を超え、 300m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	135 円
		300m <sup>3</sup> を超え、 500m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	162 円
		500m <sup>3</sup> を超えるものは、	1m <sup>3</sup> につき	・ ・ ・	168 円

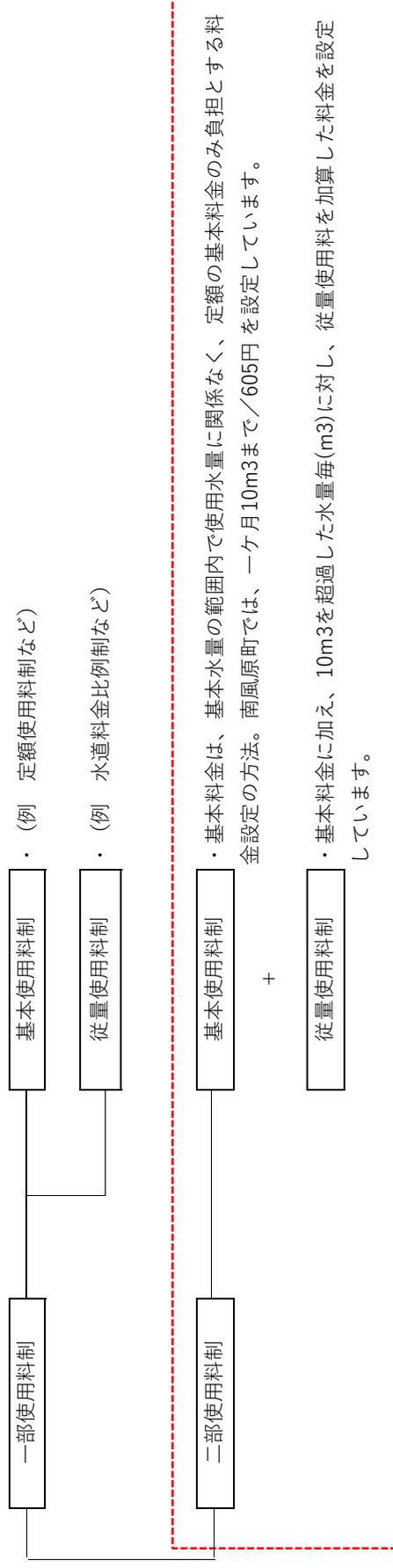
## 下水道使用料金早見表 (消費税込み)

(水量/m<sup>3</sup>)

(使用料/円)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
10	605	36	2,751	62	5,309	88	8,091	230	26,925	480	65,535
11	685	37	2,842	63	5,416	89	8,198	240	28,275	490	67,155
12	765	38	2,933	64	5,523	90	8,305	250	29,625	500	68,775
13	845	39	3,024	65	5,630	91	8,412	260	30,975	501	68,943
14	925	40	3,115	66	5,737	92	8,519	270	32,325	600	85,575
15	1,005	41	3,206	67	5,844	93	8,626	280	33,675	700	102,375
16	1,085	42	3,297	68	5,951	94	8,733	290	35,025	800	119,175
17	1,165	43	3,388	69	6,058	95	8,840	300	36,375	900	135,975
18	1,245	44	3,479	70	6,165	96	8,947	301	36,537	1,000	152,775
19	1,325	45	3,570	71	6,272	97	9,054	310	37,995	1,100	169,575
20	1,405	46	3,661	72	6,379	98	9,161	320	39,615	1,200	186,375
21	1,485	47	3,752	73	6,486	99	9,268	330	41,235	1,300	203,175
22	1,565	48	3,843	74	6,593	100	9,375	340	42,855	1,400	219,975
23	1,645	49	3,934	75	6,700	101	9,510	350	44,475	1,500	236,775
24	1,725	50	4,025	76	6,807	110	10,725	360	46,095	1,600	253,575
25	1,805	51	4,132	77	6,914	120	12,075	370	47,715	1,700	270,375
26	1,885	52	4,239	78	7,021	130	13,425	380	49,335	1,800	287,175
27	1,965	53	4,346	79	7,128	140	14,775	390	50,955	1,900	303,975
28	2,045	54	4,453	80	7,235	150	16,125	400	52,575	2,000	320,775
29	2,125	55	4,560	81	7,342	160	17,475	410	54,195	2,100	337,575
30	2,205	56	4,667	82	7,449	170	18,825	420	55,815	2,200	354,375
31	2,296	57	4,774	83	7,556	180	20,175	430	57,435	2,300	371,175
32	2,387	58	4,881	84	7,663	190	21,525	440	59,055	2,400	387,975
33	2,478	59	4,988	85	7,770	200	22,875	450	60,675	2,500	404,775
34	2,569	60	5,095	86	7,877	210	24,225	460	62,295	2,600	421,575
35	2,660	61	5,202	87	7,984	220	25,575	470	63,915	2,700	438,375

## 南風原町下水道使用料金体系



※南風原町の料金形態は二部使用料金制

契約者毎に使用の有無に係わらず賦課される基本料金と、使用量に応じた従量使用料を徴収する料金設定になっています。

また使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料金制を設定しています。

## 他市町村の状況

下水道事業の経営状況は、各市町村それぞれ個別の状況があるため、単純に比較できない面もあるが、主な指標を以下に示す。

### 県内市町村 基本使用料、標準家庭使用料（税込）

標準家庭（4人）：1月当たり汚水量 20 m<sup>3</sup>

R6.7.1現在  
(HPより)

順位は高順

市町村名	基本料金		標準家庭1月当たり		R2以降改定 分記載
	使用量	料金(円)	料金(円)	順位	
那覇市	10 m <sup>3</sup>	684	1,641	9	R5.6.1改定
宜野湾市	8 m <sup>3</sup>	550	1,670	6	R2.6.1改定
石垣市	10 m <sup>3</sup>	660	1,430	21	
浦添市	8 m <sup>3</sup>	576	1,632	10	R5.6.1改定
名護市	10 m <sup>3</sup>	825	1,551	12	R6.6.1改定
糸満市	8 m <sup>3</sup>	736	1,446	20	
沖縄市	10 m <sup>3</sup>	660	1,584	11	
豊見城市	10 m <sup>3</sup>	330	1,650	7	R6.4.1改定
うるま市	10 m <sup>3</sup>	715	1,760	5	R4.4.1改定
宮古島市	8 m <sup>3</sup>	605	1,463	17	
南城市	8 m <sup>3</sup>	634	1,453	19	R3.4.1改定
大宜味村	10 m <sup>3</sup>	770	1,650	7	
本部町	8 m <sup>3</sup>	616	1,474	16	
読谷村	8 m <sup>3</sup>	539	1,463	17	
嘉手納町	10 m <sup>3</sup>	450	1,000	25	
北谷町	5 m <sup>3</sup>	247	1,045	24	
北中城村	10 m <sup>3</sup>	495	1,155	23	
中城村	8 m <sup>3</sup>	530	1,500	15	R5.4.1改定
西原町	8 m <sup>3</sup>	533	1,549	13	R5.5.1改定
<b>南風原町</b>	<b>10 m<sup>3</sup></b>	<b>605</b>	<b>1,405</b>	<b>22</b>	R5.6.1改定
与那原町	8 m <sup>3</sup>	700	1,766	4	R6.10.1 改定予定
渡嘉敷村	8 m <sup>3</sup>	1,049	2,795	1	
座間味村	8 m <sup>3</sup>	1,031	2,681	2	
久米島町	8 m <sup>3</sup>	550	1,513	14	
竹富町	10 m <sup>3</sup>	924	1,914	3	
県平均		641	1,608		

※ 基本料金の県平均とは、基本水量にかかわらず、料金のみ平均です。

## 南風原町 改定前・改定(案)後 料金比較一覽表

(公共下水道・農業集落排水施設使用料)

下水道使用料金早見表 (消費税込み)

水量	現行使用料	新使用料(案)	差額	備考
10	605	715	110	
20	1,405	1,625	220	
30	2,205	2,535	330	
40	3,115	3,555	440	
50	4,025	4,575	550	
60	5,095	5,755	660	
70	6,165	6,935	770	
80	7,235	8,115	880	
90	8,305	9,295	990	
100	9,375	10,475	1,100	
150	16,125	17,775	1,650	
200	22,875	25,075	2,200	
250	29,625	32,375	2,750	
300	36,375	39,675	3,300	
350	44,475	48,325	3,850	
400	52,575	56,975	4,400	
450	60,675	65,625	4,950	
500	68,775	74,275	5,500	
600	85,575	92,175	6,600	
700	102,375	110,075	7,700	
800	119,175	127,975	8,800	
900	135,975	145,875	9,900	
1,000	152,775	163,775	11,000	
1,500	236,775	253,275	16,500	
2,000	320,775	342,775	22,000	
2,500	404,775	432,275	27,500	

# 南風原町下水道料金改定一覧表

参考資料 5

単位：円

供用開始に伴う 改正年月日	基本料金	超過料金 (従量使用料)	超過料金 (従量使用料)	備 考
	10㎡まで	10㎡～30㎡まで	30㎡～50㎡まで	
昭和60年6月20日	350	40	50	公共下水道の供用開始に伴う条例改正。※消費税導入前。

## 税抜き

単位：円

改定年月日	基本料金	超過料金 (従量使用料)	超過料金 (従量使用料)	備 考
	10㎡まで	10㎡～30㎡まで	30㎡～50㎡まで	
平成4年4月1日	400	50	60	
平成9年4月1日	400	50	60	
平成17年4月1日	450	60	70	基本料金1㎡あたり5円増の改定、使用料1㎡あたり10円増の改定
平成21年7月1日	520	70	80	基本料金1㎡あたり7円増の改定、使用料1㎡あたり10円増の改定
平成26年4月1日	520	70	80	
令和元年10月1日	520	70	80	
令和5年6月1日	550	73	83	基本料金及び使用料1㎡あたり3円増の改定 ※流域下水道維持管理負担金の増による改定。

## 税込み

単位：円

改定年月日	基本料金	超過料金 (従量使用料)	超過料金 (従量使用料)	消費税率	備 考
	10㎡まで	10㎡～30㎡まで	30㎡～50㎡まで		
平成4年4月1日	412	51	61	3%	消費税率改定に伴う使用料金改定
平成9年4月1日	420	52	63	5%	消費税率改定に伴う使用料金改定
平成17年4月1日	472	63	73	5%	
平成21年7月1日	546	73	84	5%	
平成26年4月1日	561	75	86	8%	消費税率改定に伴う使用料金改定
令和元年10月1日	572	77	88	10%	消費税率改定に伴う使用料金改定
令和5年6月1日	605	80	91	10%	

## 南風原町下水道の業務状況

区分	令和5年度(R6.3末)			令和4年度(R5.3末)		
	公共	農業集落排水	全体	公共	農業集落排水	全体
A 全体計画区域内人口 人	38,742	880	39,622	38,451	863	39,314
B 接続可能人口 人	28,374	880	29,254	28,206	863	29,069
C 接続人口 人	24,345	732	25,077	24,231	715	24,946
下水道処理(接続可能)人口 普及率 B/A %	73.2%	100.0%	73.8%	73.4%	100.0%	73.9%
接続率 C/B %	85.8%	83.2%	85.7%	85.9%	82.9%	85.8%
年間有収水量 m <sup>3</sup>	2,484,672	59,376	2,544,048	2,461,353	58,740	2,520,093
1日平均排水量 m <sup>3</sup>	6,807	163	6,970	6,743	161	6,904

